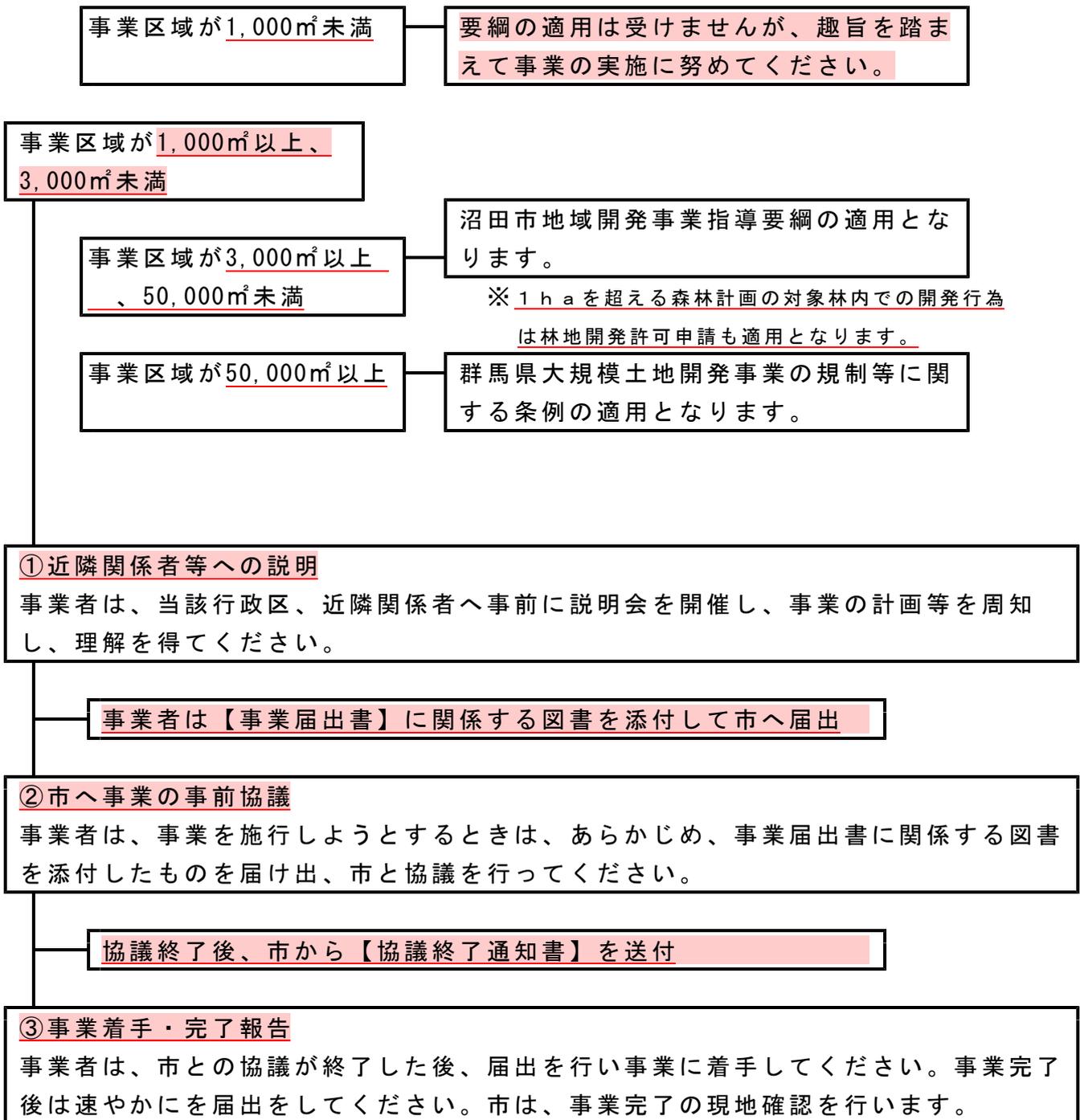


●再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱：手続きフロー



その他

- ・事業者は、事業の施行にあたっては、関係法令及び要綱を遵守し、自然、景観、生活環境との調和に十分に配慮し、当該行政区、近隣関係者と良好な関係を保ちながら事業を行ってください。事故や紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止のための措置を講じてください
- ・事業者は、再生可能エネルギー発電事業を中止、又は終了する際は、発電設備を撤去し、適切に処理してください。